

政令第 号

建築基準法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令

内閣は、建築基準法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五十四号）の一部の施行に伴い、並びに建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二イ(2)、同法第六条の四第一項の規定により読み替えて適用される同法第六条第一項（同法第八十七条第一項及び第八十七条の二において準用する場合を含む。）、同法第十二条第一項及び第三項（これらの規定を同法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）、第二十条第一項第二号から第四号まで並びに第二十二条第一項並びに同法第三十五条及び第三十五条の二（これらの規定を同法第八十七条第三項において準用する場合を含む。）、第三十六条、第六十三条、第六十八条の十第一項、第八十六条の七第一項及び第二項（同法第八十七条第四項において準用する場合を含む。）、第八十七条の二（同法第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）並びに第九十七条の六の規定に基づき、この政令を制定する。

（建築基準法施行令の一部改正）

第一条 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「要する建築物」を「要する建築物等」に、「第二百二十九条」を「第二百二十八条の五」に、「第二百二十九条の二・」を「第二百二十九条―」に改める。

第十条第一号中「同号に掲げる」を「その認定型式が、同号イに掲げる全ての規定に適合するものであることの認定を受けたものである場合にあつては同号イに掲げる全ての規定、同号ロに掲げる全ての規定に適合するものであることの認定を受けたものである場合にあつては同号ロに掲げる全ての」に改める。

第一章第五節の節名中「建築物」を「建築物等」に改める。

第十六条の見出し中「建築物」を「建築物等」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第十二条第一項の安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして政令で定める建築物は、次に掲げるもの（避難階以外の階を法別表第一(一)欄(一)項から(四)項までに掲げる用途に供しないことその他の理由により通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ないものとして国土交通大臣が定めるものを除く。）とする。

一 地階又は三階以上の階を法別表第一(一)欄(一)項に掲げる用途に供する建築物及び当該用途に供する部

分（客席の部分に限る。）の床面積の合計が百平方メートル以上の建築物

二 劇場、映画館又は演芸場の用途に供する建築物で、主階が一階にないもの

三 地階又は三階以上の階を法別表第一(一)欄(二)項に掲げる用途に供する建築物及び当該用途に供する部分の床面積の合計が二百平方メートル以上の建築物

四 三階以上の階を法別表第一(一)欄(三)項に掲げる用途に供する建築物及び当該用途に供する部分の床面積の合計が二千平方メートル以上の建築物

五 地階又は三階以上の階を法別表第一(一)欄(四)項に掲げる用途に供する建築物及び当該用途に供する部分の床面積の合計が二百平方メートル以上の建築物

第十六条に次の一項を加える。

3 法第十二条第三項の政令で定める特定建築設備等は、次に掲げるものとする。

一 第二百二十九条の三第一項各号に掲げる昇降機（使用頻度が低く劣化が生じにくいことその他の理由により人が危害を受けるおそれのある事故が発生するおそれの少ないものとして国土交通大臣が定めるものを除く。）

二 防火設備のうち、法第六条第一項第一号に掲げる建築物で第一項各号に掲げるものに設けるもの（常時閉鎖をした状態にあることその他の理由により通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ないものとして国土交通大臣が定めるものを除く。）

第二十条の七第一項第一号中「。以下この条」の下に「及び第百八条の三第一項第一号」を加える。

第四十二条第一項ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、この限りでない。

- 一 当該柱を基礎に緊結した場合
- 二 平家建ての建築物（地盤が軟弱な区域として特定行政庁が国土交通大臣の定める基準に基づいて規則で指定する区域内にあるものを除く。次項において同じ。）で足固めを使用した場合
- 三 当該柱と基礎とをだば継ぎその他の国土交通大臣が定める構造方法により接合し、かつ、当該柱に構造耐力上支障のある引張応力が生じないことが国土交通大臣が定める方法によつて確かめられた場合

第四十二条第二項ただし書中「前項ただし書の規定によつて指定した区域外における」を削る。

第四十六条第三項中「の隅角には火打材を使用し」を「には木板その他これに類するものを国土交通大臣が定める基準に従つて打ち付け」に改める。

第百八条の三第一項第一号イ(2)中「可燃物燃焼温度」の下に「(当該面が面する室において、国土交通大臣が定める基準に従い、内装の仕上げを不燃材料ですることその他これに準ずる措置が講じられている場合にあつては、国土交通大臣が別に定める温度)」を加え、同号イ(3)中「き裂」を「亀裂」に改め、同号ロ(2)中「可燃物燃焼温度」の下に「(当該面が面する室において、国土交通大臣が定める基準に従い、内装の仕上げを不燃材料ですることその他これに準ずる措置が講じられている場合にあつては、国土交通大臣が別に定める温度)」を加え、同条第三項中「第百二十九条第一項」を「第百二十八条の五第一項」に、「第百二十九条の二第一項、第百二十九条の二の二第一項」を「第百二十九条第一項、第百二十九条の二第一項」に改め、同条第四項中「第百二十九条第一項」を「第百二十八条の五第一項」に改める。

第百九条第一項中「第二条第九号の二ロ」の下に「、法第十二条第一項」を加える。

第百九条の六中「屋根以外の主要構造部が準不燃材料で造られた」を「通常の火災による火の粉が屋内に到達した場合に建築物の火災が発生するおそれのないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用い

る」に改める。

第一百十二条第二項中「準耐火構造とし」の下に「、次の各号のいずれかに該当する部分を除き」を加え、同項に次の各号を加える。

一 天井の全部が強化天井（天井のうち、その下方からの通常の火災時の加熱に対してその上方への延焼を有効に防止することができるものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。次号及び第一百十四条第三項において同じ。）である階

二 準耐火構造の壁又は法第二条第九号の二口に規定する防火設備で区画されている部分で、当該部分の天井が強化天井であるもの

第一百十四条第二項中「準耐火構造とし」の下に「、第一百十二条第二項各号のいずれかに該当する部分を除き」を加え、同条第三項中「けた行間隔」を「小屋裏の直下の天井の全部を強化天井とするか、又は桁行間隔」に改め、「小屋裏」の下に「（準耐火構造の隔壁で区画されている小屋裏の部分で、当該部分の直下の天井が強化天井であるものを除く。）」を加え、同項第三号中「堆肥舎<sup>たい</sup>」を「堆肥舎」に改める。

第一百十七条第二項中「建築物が開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されている場合においては、そ

の区画された」を「次に掲げる建築物の」に改め、同項に次の各号を加える。

一 建築物が開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されている場合における当該区画された部分

二 建築物の二以上の部分の構造が通常火災時において相互に火熱又は煙若しくはガスによる防火上有害な影響を及ぼさないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものである場合における

当該部分

第二百二十三条第一項第二号中「第三項第三号」を「第三項第四号」に改め、同条第三項第一号中「外気に向かつて開くことができる窓若しくは排煙設備（国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものに限る。

）を有する」を削り、同項中第十一号を第十二号とし、第三号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、同項第二号中「第五号」を「第六号」に、「第七号」を「第八号」に、「第九号」を「第十号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 屋内と階段室とが付室を通じて連絡する場合においては、階段室又は付室の構造が、通常火災時に生ずる煙が付室を通じて階段室に流入することを有効に防止できるものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものであること。

第二百二十三条の二中「前条第三項第十号」を「前条第三項第十二号」に改める。

第二百二十六条の六に次の一号を加える。

三 吹抜きとなつている部分その他の一定の規模以上の空間で国土交通大臣が定めるものを確保し、当該空間から容易に各階に進入することができるよう、通路その他の部分であつて、当該空間との間に壁を有しないことその他の高い開放性を有するものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものを設けている場合

第二百二十八条の四第四項中「第二百二十九条」を「次条第六項」に改める。

第二百二十九条第七項中「あわ泡消火設備」を「泡消火設備」に改め、同条を第二百二十八条の五とする。

第二百二十九条の二第一項中「（主要構造部が準耐火構造であるか若しくは不燃材料で造られたもの又は特定避難時間倒壊等防止建築物であるものに限る。）」を削り、「確かめられたもの」の下に「（主要構造部が準耐火構造であるか若しくは不燃材料で造られた建築物又は特定避難時間倒壊等防止建築物の階に限る。）」を加え、「第九号」を「第二号、第十号」に、「第十一号」を「第十二号」に、「第二百二十九条」を「前条」に改め、第五章の二の二中同条を第二百二十九条とする。

第二百二十九条の二の二第一項中「（主要構造部が準耐火構造であるか若しくは不燃材料で造られたもの又は特定避難時間倒壊等防止建築物であるものに限る。）で」を「のうち」に改め、「確かめられたもの」の下に「（主要構造部が準耐火構造であるか若しくは不燃材料で造られたもの又は特定避難時間倒壊等防止建築物であるものに限る。）を、「受けたもの」の下に「（次項において「全館避難安全性能確認建築物」という。）」を加え、「第二号、第九号及び第十一号」を「から第三号まで、第十号及び第十二号」に、「第二百二十九条」を「第二百二十八条の五」に改め、同条第三項第二号中「すべて」を「全て」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「すべて」を「全て」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 全館避難安全性能確認建築物の屋内に設ける避難階段に対する第二百二十三条第一項第七号の規定の適用については、同号中「避難階」とあるのは、「避難階又は屋上広場その他これに類するもの（屋外に設ける避難階段が接続しているものに限る。）」とする。

第二百二十九条の二の二を第二百二十九条の二とし、第五章の二の二中同条の次に次の一条を加える。

（別の建築物とみなす部分）

第二百二十九条の二の二 第百十七条第二項各号に掲げる建築物の部分は、この章の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

第二百二十九条の十三の三第三項第二号中「又は外気に向かつて開くことができる窓若しくは排煙設備（国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものに限る。）」を削り、同項第八号中「屋内消火栓」を「屋内消火栓」に改め、同条に次の一項を加える。

13 第三項第二号の規定は、非常用エレベーターの昇降路又は乗降ロビーの構造が、通常の火災時に生ずる煙が乗降ロビーを通じて昇降路に流入することを有効に防止できるものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものである場合においては、適用しない。

第三百三十六条の二の二中「その屋根以外の主要構造部が準不燃材料で造られた」を「、市街地における通常の火災による火の粉が屋内に到達した場合に建築物の火災が発生するおそれのないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いる」に改め、同条第二号中「き裂」を「亀裂」に改める。

第三百三十六条の二の十一第一号中「次に」を「次のいずれかに」に改め、同号イ及びロを次のように改める。

イ 次に掲げる全ての規定

(1) 法第二十条（第一項第一号後段、第二号イ後段及び第三号イ後段に係る部分に限る。）、法第二十一条から法第二十四条まで、法第二十五条から法第二十七条まで、法第二十八条の二（第三号を除く。）、法第二十九条、法第三十条、法第三十五条の二、法第三十五条の三、法第三十七条、法第三章第五節（法第六十一条及び法第六十二条第二項中門及び塀に係る部分、法第六十六条並びに法第六十七条の二を除く。）、法第六十七条の三第一項（門及び塀に係る部分を除く。）及び法第八十四条の二の規定

(2) 第二章（第一節、第一節の二、第二十条の八及び第四節を除く。）、第三章（第五十二条第一項、第六十一条、第六十二条の八、第七十四条第二項、第七十五条、第七十六条及び第八十条の三を除き、第八十条の二にあつては国土交通大臣が定めた安全上必要な技術的基準のうちその指定する基準に係る部分に限る。）、第四章（第百十五条を除く。）、第五章（第三節、第四節及び第六節を除く。）、第五章の二から第五章の三まで、第七章の二及び第七章の九の規定

ロ 次に掲げる全ての規定

(1) イ(1)に掲げる規定並びに法第二十八条（第一項を除く。）、法第二十八条の二第三号、法第三十一条第一項、法第三十三条及び法第三十四条の規定

(2) イ(2)に掲げる規定並びに第二章第一節の二、第二十条の八、第二十八条から第三十条まで、第三百十五条、第五章第三節及び第四節並びに第五章の四（第二百二十九条の二の五第三項第三号を除き、第二百二十九条の二の四第二号及び第二百二十九条の二の五第二項第六号にあつては国土交通大臣が定めた構造方法のうちその指定する構造方法に係る部分に限る。）の規定

第三百三十七条の二中「同条第一項第一号に掲げる建築物及び」を削る。

第三百三十七条の十四第二号中「建築物が開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されている場合における当該区画された」を「第一百七十七条第二項各号に掲げる建築物の」に改める。

第三百三十八条の二の次に次の一条を加える。

（定期報告を要する昇降機等）

第三百三十八条の三 法第八十八条第一項において準用する法第十二条第一項の安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして政令で定める昇降機等及び法第八十八条第一項において準用する法第十二条

第三項の政令で定める昇降機等は、第三百三十八条第二項各号に掲げるものとする。

第四百十六条第一項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 小荷物専用昇降機（昇降路の出し入れ口の下端が当該出し入れ口が設けられる室の床面より高いことその他の理由により人が危害を受けるおそれのある事故が発生するおそれの少ないものとして国土交通大臣が定めるものを除く。）

（地方自治法施行令の一部改正）

第二条 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第二百十条の十七中「から第四項まで」を「、第二項及び第四項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、建築基準法の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年六月一日）から施行する。

（型式適合認定に関する経過措置）

2 この政令の施行前に第一条の規定による改正前の建築基準法施行令第三百三十六条の二の十一第一号に掲げる規定に適合するものであることの建築基準法第六十八条の十第一項の認定を受けた型式は、第一条の規定による改正後の建築基準法施行令第三百三十六条の二の十一第一号に掲げる規定に適合するものであること、この同法第六十八条の十第一項の認定を受けているものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

3 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

## 理由

建築基準法の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、定期報告を要する建築物等を定めるとともに、特別避難階段の構造等に関する規制の合理化を図る等の必要があるからである。